仁杉氏 出自考

第12章 牢屋敷

1) 刃傷事件判決

刃傷事件は奉行所の中の事ではあるが、直参の事件なので奉行所には捜査権がなく、目付が吟味にあたった。

町奉行職を狙う鳥居忠耀がこの吟味を担当した。 そして同年 11 月5日、北町奉行所において、北町奉行遠山左衛門尉から鳥居忠耀立会いのもと、下記のような判決が申し渡された。 (藤岡屋日記より)

(封廻状)

一通り尋之上揚屋へ遣す

町奉行矢部左近将監組与力 仁杉五郎左衛門(55) 同組同心 堀口六郎左衛門(61) 同 高木平治兵衛 (36)

お構いなし

当時遠山左衛門尉組与力絵仕役豊田重三郎方同居

元同組同心佐久聞伝蔵妻 かね (36)

豊田重三郎 (44)

町方御用達 仙波太郎兵衛 (52)

永岡義兵衛 (46)

内藤佐助 (64)

右遠山左衛門尉御役宅に於いて御目付鳥居耀蔵立合、左衛門尉これを申渡す。

2)入牢

五郎左衛門は上記のように「一通り尋之上揚屋へ遣す」と申し渡され、小伝馬町の牢屋 敷に収監された。 神田雉子町に住んでいた町名主斎藤月**岑**が毎日の出来事を克明に記録 した「月岑日記」の11月6日の項に

一昨夜、仁杉五郎左衛門殿・堀口六左衛門殿・高木平次兵衛上り家(揚り屋)入仰せ付けられ候由

とある。 しかし、五郎左衛門が実際に牢獄に入れられたのはこれより1ヶ月前の10 月

上旬頃であった事が藤岡屋日記(東京都立図書館)の次の記事でわかる。

一十月上旬

東国米問屋三人入牢 南与力仁杉五郎左衛門親子並同心弐人、米懸り之者揚屋入

このような事項が藤岡屋日記に掲載されるのは稀である。

藤岡屋日記は江戸後期の戸時代後期の記録として貴重なもので、幕府からのお触れ、人事異動、江戸の町での出来事などをこまごまと記録した官報と新聞をあわせたようなもの。

各藩や大身旗本などが情報源として競って買ったという。

6月に起きた奉行所内の刃傷事件で御救米買付の不正問題が明るみに出たとされているので、五郎左衛門はその直後に謹慎あるいは蟄居のような処分を受け、10月上旬に入牢したと考えられる。

旧幕府引継書の中に、天保 12 年8月の「同心日向野与太夫、病気のため御役御免願い」の願書が残っており、この中に

一四番組仁杉五郎左衛門支配 年寄同心日向野与太夫

という記述がある。 更に9月14日付

一願いの通り御暇を認める

という旨の書類もあり、これにも五郎左衛門の名が見える。

以上の史料から、10月上旬の入牢の直前まで少なくとも同心支配役の地位は維持していたことがわかる。 しかし年番方としては最後まで勤めてはいなかったことが、次の公事上聴に関する史料からうかがえる。

この年、8月に江戸城内吹上御所(現在の吹上御苑)で恒例の公事上聴が行われることになり、南北町奉行も将軍の前で裁判を照覧してもらうことになった。 「公事上聴」と呼ばれる将軍による裁判の上覧は5代将軍綱吉以降に恒例となったが、将軍一代で一回程度しか行われなかった。

幕府の3奉行(町奉行・勘定奉行・寺社奉行)がそれぞれ適当な事件を幾つか選択し、 将軍の面前で実際に裁いてみせる。 将軍以下、老中など重職が居並ぶなかでの裁判だけ に、失敗すれば左遷される可能性もあり、各奉行とも準備には神経を使い、予行演習をす る者も少なくなかった。

南町奉行・矢部駿河守も北町奉行・遠山左衛門尉も、配下の与力、同心に準備と当日の 出役を命じている。 北町では東條八太夫、中島嘉右衛門、松浦栄之助、南町は佐久間彦 太夫、仁杉五郎左衛門、安藤源五左衛門が担当与力に命じられている。 南北ともに年番 与力2人に吟味方与力が1人付けられた陣容である。

この南北の与力は上聴準備と連絡調整のため頻繁に文書を取り交わしているが、7月末までは五郎左衛門の名前が確認できる。 しかし8月に入ると南北のやりとりの書類には北3人(東條、中島、松浦)と南2人(佐久間、安藤)となっており、五郎左衛門の名が消えている。このことから、五郎左衛門は8月以降も4番組支配与力ではあったが、年番方は辞任したか、罷免されたものと考えられる。

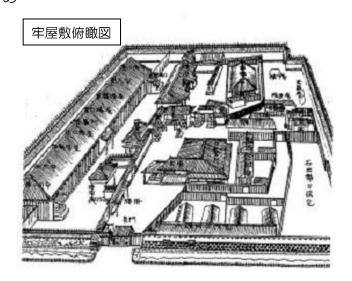
なお遠山左衛門尉景元がこの公事上聴で見事な裁きをして、将軍からお褒めの言葉を賜り、名奉行としての地位を築いたことは良く知られている。

3) 牢屋敷

この当時の牢屋敷は、現在の監獄のように既決囚を一定期間禁固・労働させるという施設ではなく、疑いのあるものを取調べ、判決が出るまでの間拘置する施設であった。

牢屋敷に一定期間拘置するという禁固刑はないので、基本的には牢屋敷に収容されているものは「罪人」ではなく「未決囚」であった。

しかしその扱いは罪人そのものであった。未決囚であるから何回も吟味(取調べ)のため に奉行所に呼び出されたり、吟味方



に奉行所に呼び出されたり、吟味方与 力が牢屋敷まで出張してきて取調べ を行い、刑が決まると牢屋敷を出て行 くことになる。

唯一、死罪の場合は牢屋敷内の処刑 場で処刑されるから生きて牢屋敷を 出て行くことはない。

奉行所に捕らえられた罪人は両手を縛られ、奉行所同心にともなわれて 牢屋敷に来るが、五郎左衛門のような 士分および僧侶など揚座敷、揚屋に収容される囚人は駕籠で送られてくる。

牢屋敷の入り口を入ったところは庭で、その傍らに番所がある。ここで牢役人が、同行してきた奉行所同心から受け取った入牢証文を見て、「〇〇に相違ないか」と身分改めをした上で、待機していた牢屋同心の「鍵役」に引き渡す。

鍵役は罪人を後ろ手に縄でしばり、庭を通ってこれから収容される房に連れて行く。

牢屋敷には南北の奉行所のほかに、町奉行所の管轄外である武士や僧侶・神官などを担当する勘定奉行、寺社奉行や火付盗賊改からも罪人が送られてくるので縄の色で罪人を区別した。北は白、南は紺、火盗は白細引きなどである。

獄舎のひとつに入ると番人が縄をほどき、衣服を脱ぐように命ずる。褌ひとつの裸にして所持品をあらためる。 刃物や火道具、金銀など禁制品を持っていないかどうかの調べである。

入牢の手続きが済むと、いよいよ牢獄入りである。

百姓、町人は大牢に入れられた。 間口5間、奥行3間で30畳の広さであったが、ここに多い時は90人が詰め込まれたから、1畳に3人という過密ぶりだ。

近藤富蔵(殺人罪。後に八丈島に流刑となった)が著した「鎗北実録」には文政9年 (1826) 当時、130人から 150人が収容されていたと記されている。冬はともかく、 夏は人いきれで耐えられなかったろう。 牢内では自治制の形をとっており、囚人の間に序列があった。牢名主を頂点に頭、二番役、三、四、五番役、下座本番、本番助役、莢番、上座の隠居、穴の隠居など色々な牢屋役人があり、牢屋奉行もこれを公認していた。

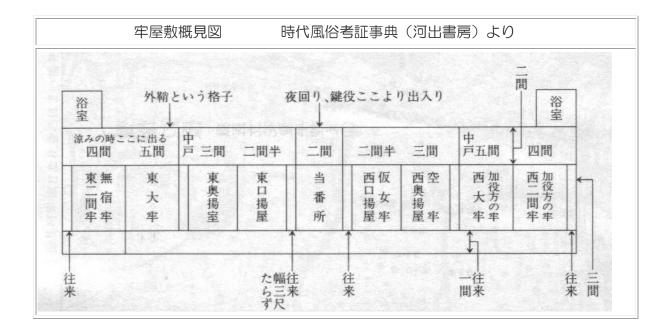
これらの牢屋役人や客分などが大きなスペースを取り、特に牢名主は畳を約 10 枚も重ねて座っていたから、平囚人や新入りには畳はおろか、寝るスペースさえない。

せいぜい膝を抱えて座り、隣同士が寄りかかって眠るのがせいぜいであった。その上、 新入りは牢名主などへのあいさつ代わりのツル(金)を持って来なければ、ひどいいじめ に会い、時にはいじめが昂じて死なせてしまうこともあったらしい。

このため、牢獄送りが決まると、罪人は衣類の襟に縫い込んだり、場合によっては金の 粒を飲み込んだり、あの手この手で役人の検査を潜り抜け、「ツル」を持ち込んだ。

多額のツルを持ち込んだ者は最初から「隠居」や「客座」の席に座れた。また牢名主の 縁者にも上席が与えられた。

士分や僧籍のものが入る揚屋は規模も小さく、大牢と同じような慣習があったかどうかわからないが、居心地が良い環境でないのは確かである。



4) 牢屋敷内での生活

揚屋は桁 10 間、梁間3間、軒高1丈2尺、屋根は子棟造りの瓦葺であった。南に引き 戸入り口があって、格子造りとなっている。 東西はハメ槻の厚板、北は格子、壁はハメ 張、入り口は3尺四方の扉をつけて外から閂(かんぬき)を掛ける。

入り口の外は幅3尺の外鞘になっていて、その入り口は同じく引き戸がついていた。外鞘の間に格子があって、その奥が内鞘(監房)になっている。 中は縁なしの琉球畳が敷いてある。 独房ではなかったから「先客」がいる。

揚屋はお目見え以上の武士が収容される揚座敷ほどではないが、一般牢に比べると特別な待遇であった。 大牢では、牢名主や牢屋役人の睨みがあって自由はきかないが、揚屋ではそんなこともなく、要求すれば大牢では許されない書物や筆、硯、紙などを自分の金で購入することも出来た。 しかし外部との手紙のやり取りは表向き禁じられていた。

家族、親類からの衣服、食物、金銭(1ケ月 600 文未満)などの差入れも所定の手続きを得れば可能であったという。 なお、牢屋敷の中では現在の刑務所のような労働を強いられることはない。

牢屋奉行(囚獄)の石出帯刀は町奉行の配下である。 五郎左衛門は、いわば上部機関にあたる奉行所の与力、それも最高ポストである「年番」を勤めていた。 さらに牢屋見 2000年、何回も牢屋敷を訪れており、石出も牢屋同心も顔見知りだったであろう。

牢屋敷の上級役所の「偉い人」が牢屋に入ることになったのだ。 その五郎左衛門が牢屋敷内でどのように扱われたか、興味深い。

5) 獄死

五郎左衛門は、この揚屋と呼ばれる牢舎に 10 月上旬頃に収監され、年を越すまで約3ヶ月間の不自由な生活を強いられた。

町民などが収容される大牢、農民などが収容される百姓牢などに比べて揚り屋の場合はどの程度待遇が良かったか明らかではないが、いずれにしても過酷な環境であったことは想像にかたくない。

旧暦の 10 月から 12 月といえば厳冬期。 天保 12 年の冬は例年に比べてことのほか寒かったようだ。 12 月 17 日には江戸にも3 尺(約1 メートル)の雪が降ったという記録がある。

暖房もない厳冬の牢屋敷は過酷な環境であった。寒さだけでなく食事は粗末、日光もあ

たらない薄暗い部屋の中で体を動かす事もなく、病気になっても ろくな手当ても投薬もなく、むしろ牢内で長生きするほうが珍し いというほど劣悪な環境である。

獄死した日付について牢屋敷の方の記録は見つかっていないが、幕府の方の史料に五郎左衛門の死亡を伝える記事がある。

幕閣の中で老中部屋と将軍の間の書類や命令の取次ぎをしていた御側御用取次新見正路という人が詳細な日記を残している。「御覧もの留」とよばれるこの史料の正月 13 日の項に

一鳥居甲斐守組元与力仁杉五郎左衛門揚り屋に於いて病死の 儀申し上げ書付

という書類が老中から将軍に提出されたと記録されている。





左の写真の赤枠で囲まれた部分に

「入」

鳥居甲斐守組与力仁杉五郎左衛門 揚り屋に於いて病死の儀申し上げ 書付 越前殿

とある。

「伺」はその件について将軍の意向を 伺う裁可が必要な案件だとすると、

「入」はご覧に入れるだけ、単なる報 告事項という意味であろう。

「越前殿」は、この事案の担当老中が 水野越前守であることを示している。

将軍がどれほど関心を示し、その裁 可に自将軍がどれほどその事案に関心 を示し、自分の意思を表明するかは別

として、遠島以上の判決は将軍の裁可が必要とされ、刑が執行されればそれも報告される。

正月 13 日ではまだ判決が決まっていない。 にもかかわらず五郎左衛門の獄死が将軍 に報告されているのは、判決前ではあるが罪科が遠島以上と決まっていたためであろうか。 あるいは次章で述べるように、これが矢部定謙がらみの事案で、北町奉行・遠山左衛門尉 がわざわざ御前に呼ばれて吟味を仰せ渡されたほどのことであったからなのか、詳細はわからない。

牢屋敷で死亡する人は多い。 天明から文化期までは年あたり 30 人から 90 人だった牢 死者が、文政期以降は 130 人から 230 人に増えている。 (嘉永撰要類集)

それにしても入牢から3ヶ月で病死というのはあっけなさすぎる。 鳥居が町奉行に任命された直後に五郎左衛門が突然の獄死を遂げたのだ。 この不自然さがいくつかの著作で毒殺を示唆するような表現になる所以である。

三田村鳶魚の著作や多くの小説でも毒殺が示唆されている。

高橋義夫の小説「天保世直し廻状」は、天保時代の鳥居、矢部、水野などによる政争を描いているが、 投獄された五郎左衛門がお救い米に関わる事情を一番良く知っており、もし再審などがあれば何をしゃべるか判らないので、「死人に口なし」とばかり、牢役人に因果を含めて、一服盛って毒殺させたのではないかとしている。

念願の町奉行になった鳥居は、既に他家お預けの身であった矢部を容赦せず、更に追求し、 お救い米買付事件から実に7年後の天保13年3月21日になって、矢部駿河守に蟄居、桑 名藩主松平和之進にお預けを命じ、これで矢部家は改易となった。

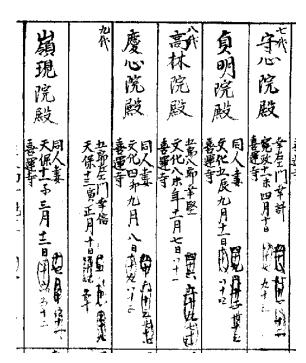
矢部は失意のうちに桑名藩お預けとなり、まもなく断食して自から死を選んだ。また五郎 佐衛門は既に牢獄の中で病没していたが、それを生前にさかのぼって有罪とした。

これらのことについては章をあらためて詳述する。

当時の倫理観ではたいした罪とは思えない罪状が、幕府上層部の権力争いや政争の具にされ、五郎左衛門は「天保の露」と消えた。55歳だった。

6) 仁杉家過去帳

左は第一編第一章で述べた仁杉家過去帳集成の一部である。



代々の当主とその妻などの戒名、没年をひ とつの表にしたものである。

7代当主夫妻「守心院殿」「貞明院殿」、8 代当主夫妻「高林院」、「慶心院」の次が9代 目当主夫妻となるが、その部分は夫人の戒名 「嶺現院殿」だけで、当主の部分には

一五郎左衛門幸信 天保 13 年正月 10 日 とだけあり、戒名も菩提寺名もない。

獄中で病死した場合、その遺体が家族に引き渡されるか、牢屋敷の方で処分するかはその罪状によるという。

五郎左衛門の場合、死骸の引渡しがあったかどうか定かではない。 9代目の当主なのに過去帳に戒名がないということは、遺体の

引渡しはなく、葬儀も出来ず、従って戒名もなかったのではないだろうか。

前述のように正月 13 日に将軍に報告されたという記録と、10 日死亡という過去帳の記録には矛盾はないので、この正月 10 日を五郎左衛門死亡の日として考えてよさそうである。

7) 毒殺?

五郎左衛門が入牢していた 10 月から 12 月まではまさに厳冬期、暖房もない厳冬の牢屋敷は過酷な環境であったろう。

寒さだけでなく食事は粗末、日光もあたらない薄暗い部屋の中で体を動かす事もなく、 病気になってもろくな手当ても投薬もなく、むしろ牢内で長生きするほうが珍しいという ほど劣悪な環境である。 事実、多くの囚人が牢屋敷で死亡している。 天保時代の記録がないが、その前後の時代に次のような人数の獄死者が出ているという。 (嘉永撰要類集)

天明時代30-75 人/年寛政時代68-94 人/年文化時代32-85 人/年文政時代179-230 人/年弘化時代135-142 人/年

それにしても入牢から3ヶ月で病死というのはあっけなさすぎる。そんなところから毒 殺説が出て来ているのだろう。三田村鳶魚の著作などでもそのことが示唆されている。

この事件を扱ったいくつかの小説で、毒殺あるいは刺客を潜入させての殺害としている。下記に紹介する高橋義夫の小説「天保世直し廻状」は、天保時代の鳥居、矢部、水野などによる政争を描いているが、 投獄された五郎左衛門がお救い米に関わる事情を一番良く知っており、もし再審などがあれば何をしゃべるか判らないので、「死人に口なし」とばかり、牢役人に因果を含めて、一服盛って毒殺させたのではないかと示唆している。

ただし奉行所の刃傷事件を5年前に起きた事件としているなど、前後関係は事実と違っている。

ちなみに五郎左衛門が獄死する直前の12月21日、老中筆頭水野忠邦は南町奉行の矢部を罷免し、後任に鳥居を任命しようとしたが将軍の同意が得られず、ようやく暮も押し詰まった12月28日になってようやく鳥居は南町奉行に就任した。

天保世なおし廻状 高橋義夫

(前略)

「実は仁兵衛に頼まれて来ました。仁兵衛はさしさわりがあって、お屋敷には 挨拶に参上できませんからな。正月早々、悪いことをお耳に入れますが、仁杉 五郎左衛門と堀口六左衛門が死にました」

と、沈痛な面もちで語った。

「死んだのか」

晋助はきき返した。青竜寺はうなずいた。

「与力の小川忠之進殿から、ぜひ狩野殿の葺に入れてくれと、仁兵衛が頼まれたそうです。堀口六左衛門は病身ですから、冬の牢内の寒さに耐えることができなかったとしても、無理はありません。だが仁杉五郎左衛門は、まだ五十二で、御目付に呼び出される前は、元気でした。おそらく…。」

と、いいかけて、青竜寺は晋助の目を見た。一服盛られたかという言葉を口に は出さず、晋助は顔をしかめた。

仁杉と堀口が目付に呼び出されて、調べを受けてから、五ヶ月目である。鳥 居耀蔵は御役御免になった定謙の後釜で南町奉行となっている。仁杉と習の口 供書は、鳥居の手中に握られているだろう。

口供書の内容がどうであれ、死人に口なしで、そんなことをいった覚えがないと反駁することはできないのである。

「小川さんはどうしておられる」

晋助が訊ねた。累が及ばぬかと気がかりだった。

「年の暮れに、新しい御奉行にさっそくいろいろ訊ねられたと申しておりました。首を洗って待っていると、笑っていましたよ。どうやら、火消与力あたりに左遷されそうだと、ぼやいていました」

「そうか」